

2025年度 社会福祉法人京都ワークハウス事業・運営・経営計画

社会福祉法人京都ワークハウス理事会

《 社会福祉法人 京都ワークハウス概要 》

1. 事業所名 : 上京ワークハウス (主たる事業所)
すてっぷ糸屋 (従たる事業所)
事業種別 : 就労継続支援B型事業所
定員 登録 : 定員40人 (現員 41名/男 18名/女 23名)
2. 事業所名 : 上京ワークハウス
事業種別 : 指定特定相談支援事業
3. 事業所名 : グループホーム“あつと”
事業種別 : 共同生活援助、短期入所事業
定員 登録 : 定員4名+1名 (現員 4名/女)
4. 事業所名 : グループホーム“まある”
グループホーム“まある”サテライト型住居
事業種別 : 共同生活援助、短期入所事業
定員 登録 : 定員7名+1名 (現員 6名/男)

5. 法人理念とめざすもの

法人理念

わたしたちは、障がいのある人が社会の中で力いっぱい働き・暮らし続けること支える事業を行います。
地域の方々と手を携え、地域福祉の向上に努めながら以下のめざすことに取り組みます。

めざすもの

- 一人ひとりの願いを大切に働く喜びをみんなで共感できる事をめざします。
- 利用者の社会参加を実現し、社会の一員として尊重されるように努めます。
- 障がいのある人や家族の願いをもとに豊かで安心して生きることができるような社会資源の充実をめざします。
- 障がい者の権利保障を希求する多くの団体と連携・協力し、よりよい社会づくりをめざします。

I 運営・経営

社会福祉法人京都ワークハウスは、障害者総合支援法の諸法にもとづくサービス事業区分にもとづき、2025年度も法人の理念の実現、ならびに障害者権利条約の可能な事項について具体化を目指す。また、法人の永続化にむけて、「中期的な組織運営体制についてのあり方の検討」を開始すると同時に、利用者・職員にとって、安心・安全の職場環境づくりをすすめる。

なお、2025年度の新役員体制のもとで、「中期的な組織運営体制についてのあり方の検討」の開始に伴い、今回提案の計画案については、変更を伴うことを前提とする。

I 課題にもとづく方針等について

1 法人運営・経営・体制強化の主要課題に基づく取り組み

(1) 基本方針

- ①今日の社会経済状況、就労継続支援B型事業所、共同生活援助事業等を取り巻く困難な状況においても、法人の事業の継続発展にむけて、事業内容や組織・運営等のあり方について検討をすすめると同時に、並行して、事業・運営・組織運営・人的体制につき可能な改善と充実を図る。
- ②これまでの到達点を大事にしながら、引き続き法人理念の実現ならびに、障害者権利条約の具体化を目指しながら、より豊かな支援内容を創造し、安定して永続的な事業をすすめていくことをめざす。そのために、利用者・家族・職員・役員が協力協働して取り組みをすすめる。
- ③直面している経営問題については、理事会をはじめとして現場の職員と協力協働して、現状の改善を図るための検討と取り組みをすすめる。

(2) 基本の具体化のための方針

- ①2025年4月から、新理事長のもとで新理事会を構成しますが、当面は現行の組織体制図のもとで、理事会は、《社会福祉法人京都ワークハウスのこれからの中長期計画》作成のための検討を開始します。理事会をはじめ、職員・利用者と家族の参加のもとで、進めていく。具体的には、下記Ⅲ項に記述する。
- ②理事会は、経営状況の改善ならびに、工賃問題について、これまでの検討と取り組みの到達にたつて、事業拡大と充実の方向にむけて取り組む。そのため、ひきつづき、経営管理部会や、工賃問題検討部会、理事会での検討を強める。
- ③2024年度の報酬改定の内容にもとづき、目標工賃達成課題と経営の安定にむけて更に取り組む。
- ④第三者評価委員会の評価結果にもとづき、次回第三者評価の受診を目標にして、マニュアル作成等の改善課題に引きつづき取り組む。
- ⑤虐待防止委員会の開催については、現場の実態や、職員の問題意識もふまえた内容もふくめ年2回開催します。虐待防止・身体拘束適正化についての研修は、現場の困難な支援の状態も踏まえた内容とする。
- ⑥利用者をはじめ、職員が安心して安全に働いていくための環境の改善や、リスク管理や危機管理のあり方やそのルールについて、安全衛生の視点や、研修の視点から、点

検と見直しを進めて、必要な改善をすすめていく。

- ⑦現行のBCP計画を継続的に、充実・改善をしていく必要から、上記⑥のあらたに災害対策についてもこれまでの取組も活かしながら、内容の更新をすすめる。

II 各事業所の事業の発展の取組

就労継続支援B型事業所上京ワークハウス(含む分室・すてっぷ糸屋)、共同生活援助・短期入所事業(あつと まある)、指定特定相談支援事業所(上京ワークハウス)の事業の発展の取組の具体的計画については、2025年3月6日～8日までの総括会議での総括内容をもとに各事業計画を作成する。

III 実行のための組織運営について

1 諸会議について

(1)法人・事業所の基本会議：当法人は、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供される創意工夫することによって、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的として、事業をおこなう。そのために、組織運営を円滑におこなうために、以下の会議を設置して運営をすすめます。

- ① 評議員会：年間2回、定時評議員会を開催し6月度に決算報告と事業報告について決議する。3月度には、予算案(補正予算も含む)並びに事業・運営・経営計画案について決議する。
- ② 理事会：年4回、評議員会のもとで、①法人の業務執行の決定、②理事の職務の執行の監督、③理事長および業務執行理事の選定および解職の職務を行う。具体的には、評議員会が決議した事業・運営計画、予算に基づいて、日常の業務を行う。
- ③ 事務局会議：月1回、法人の事業・運営を日常の業務として遂行するための、基本会議として位置づけて月の第1週に開催する。なお、適時、現在の諸課題に対応するために、柔軟に打ち合わせの場をもつ。構成員は理事長と業務執行理事3名とする。
- ④ 運営会議：月1回、毎月第二週に開催。事業所の事業・運営推進のための基本会議として位置づける。今後の法人運営を担う職員を育成する場であることも位置づけて開催します。そのため、構成員は、すべての常勤職員とする。構成員が、現場での非常勤職員との協力協働を大切にすることを基本にして、現場での取り組みを充実させていくために、各職員が現場で主体的に取り組むことを重視します。

同時に、現場での職員の問題意識等を運営会議に反映させて、事業の充実・環境の整備等法人全体として運営や経営の改善と支援の充実を図ることに資していくことを、その機能とする。なお、運営に加えて、利用者支援を中心にした検討を位置づけ、開催する。

- ⑤ 職員全体会議：1 就労支援事業所1分室、2 生活介護事業所、相談支援事業所の職員全体への事業・運営についての周知と意見交換の場であり、常勤・非常勤を問わず意見をくみ上げて事業・運営に活かす場として年間3回程度開催する。

(2) 支援事業・環境改善推進の為の会議

- ①相談支援部会議：個別支援及び計画相談事業に関連する事業と運営について定例開催する。
- ②生活支援部会議：共同生活援助事業と短期入所者援助事業を適切に推進するために支援・環境整備等について協議する。
- ③工賃問題検討部会：目標工賃達成のため、自主製品の開発拡大や品質管理等について協議等、現状を把握し必要な対策について協議する。
- ④入居者審査委員会：グループホームへの入居希望者を対象にして、公正・公平・平等の視点から適正な判断をするために、欠員が生じた段階で開催し、募集から入居に至るまでの間の対応について協議する。
- ⑤支援上困難な問題を抱える利用者支援についてのケース検討を適時開催する。

(3) 事業所(分室含む)単位の支援・運営についての会議

- ①フロア会議：現場での職員間の除法共有とコミュニケーションを一層、円滑にして、支援を充実させていくために、定例開催する。
- ②カフェ会議：少数職場の職員が、事業所の運営・事業、利用者の状況等情報を共有できること、さらに、現場間のコミュニケーションの場として重視し、定例開催する。
- ③世話人会議：少数職場の職員が事業所の運営・事業、利用者の状況等情報を共有できることさらに、現場間のコミュニケーションの場として重視し、定例開催する。
- ④給食会議：安心・安全で楽しい給食を提供していくために、職員間のコミュニケーションの場として開催する。
- ⑤厨房会議：現場の困難な問題や、改善課題について、意見交換をする。

(4) 経営・運営等についての会議

- ①経営管理部会議：業務執行理事3名を基本メンバーとして、予算管理と事業拡大の視点から当面の間の経営計画の執行状況と対策等を検討する場として、年間2回開催。
- ②(株)エムズオフィスとの定例打合せ：毎月の収支状況についての経営分析と対策等について検討する場として毎月開催。なお、構成員は、業務執行理事と就労報酬の請求事務の担当職員、経理事務担当職員とする。
- ③資金管理委員会：融資に対する返済状況の確認を定期的に行うなど計画的に開催する。構成員は、理事長、業務執行理事3名、監事1名とエムズオフィスとします。状況によっては適時開催する。

(5) 職員の心身の健康を守るための取組と環境改善について

- ①労働安全衛生委員会の設置について、職員代表者の参加も得て検討する。
- ②ハラスメント防止の取り組みについては、「ハラスメント防止措置」についての、厚生労働省による「防止措置」の基本等を踏まえ、当法人の防止措置のあり方やその運営について、職員との検討をすすめ、現状の改善に取り組む。

(6) ≪社会福祉法人京都ワークハウスのこれからの中長期計画≫作成のための検討開始

- ①法人は、2020年度から「法人役職員の年齢構成等から、事業の継続にむけての人材確保と育成ならびに、世代交代の促進」を目指し、組織再編をはじめ、運営の改善等に取り組みをすすめてきた。
- ②2025年度から、新理事長のもとで、新たに職員からの理事が加わります。この新たな体制のもとで、今後の社会福祉法人京都ワークハウスの事業・組織・運営・体制について、中期的計画を策定するための検討を開始する。
- ③安定して事業を継続できるための「事業のあり方」の検討と、検討にとどまることなく実行計画を策定していくために、職員が、この検討に参画していただくことを願います。検討スケジュールについては、改めて提案する。

2 人材確保と育成の取組

(1)研修：認証法人として、キャリアパスの考え方を基本にした、キャリアアップ計画を段階的に作成し、外部ならびに内部研修の計画の作成を進めるが、当面必要とされる可能な内容について実施する。

1)内部研修

①内部研修のあり方については、キャリアアップ計画をベースに、これまでの研修の到達と、問題と課題を踏まえ、見直しの検討をする。視点は、職員のこれまでの経験と蓄積してきた力を発揮していただくこと、また、研修実施者を一人にしない体制と、フィードバックできるコミュニケーションの場を重視する。また、内部研修に外部からの研修実施者の参画を得る場面の検討の余地もある。

②新任職員研修：当面の暫定案

i 入職後の新任職員対象に以下の内容の実施

⇒OJT研修 法人の歴史と理念、事業 法人の制度基盤

利用者についての基本情報の説明と支援方針の説明

振り返りのための対話を重視

⇒OJT研修を行う職員への研修の実施

ii 1年から3年目までの期間については、継続実施する方向で検討

iii 研修実施の体制については、OJT実施の担当職員、あるいは、経験の蓄積ある職員の参画を得る等、職員集団全体で育ちあうこと

iv 職員の意見交換にもとづき具体化

2)外部研修

①キャリアアップ計画に基づく年間計画の作成をして、職員のキャリアアップを促進する。

②活用できる社会的資源を活用する。

③制度上必要な資格取得の研修及び更新研修、再任研修等を確実に受講できるようにすすめる。

(2)職員ヒアリング：全常勤・全非常勤職員のヒアリングを行い、ヒアリング後の必要な調整も個別に実施する。

- (3) 欠員補充のための人材確保の方針と計画について：上京ワークハウス・すつてぶ糸屋の職員とのグループでの意見交換と調整を図りながら、公的な機関を利用することを基本にすすめていくが、当面男性職員の補充を継続の課題として具体化する。

II 事業 [概要]

1. 就労継続支援B型事業所 上京ワークハウス・すつてぶ糸屋

- (1) 利用者を主人公とした実践を、一人ひとりの個別支援計画にそって進め、就労支援活動、自立に向けた力を豊かにしていきます。
- ① 利用者の生命と健康、生活を守るための取り組みを進めます。日常生活における感染防止の取り組みや健康管理を行います。ワクチン接種等必要な手立てを早期に行えるように準備します。
 - ② 利用者の尊厳を護り人権を尊重し、個別支援計画に基づく実践を進めます。半年後にモニタリングを行い支援計画の遂行状況を確認し支援の内容の充実に向けて集団で検討します。
 - ③ 利用者の地域での生活を一層豊かにするための支援、連携をすすめ充実させていきます。とりわけ強度行動障害や二次障害による生活のしづらさを、本人に寄り添い、支援の在り方や環境を整を改善し、医療連携をすすめます。
 - ④ 利用者の工賃アップ、就労のための支援、就労定着のための支援内容の充実を図ります。施設外 就労については、今後も取り組みながら諸団体との連携を強め、地域における協力、支え合う活動の新たな展開を進めていきます。
 - ⑤ 祝日等の日中活動支援を、希望者を対象に行います。：年6回
 - ⑥ ICT活用による業務改善や効率化とともに、職員の情報共有を進めていきます。
- (2) 地域に根ざし、地域に開かれた施設・事業所として理解を広げ充実させていきます。また、利用者、家族の実態や願いに基づき行政に対する要望活動を強めます。
- ① 行政はじめ関係機関・関係事業所・諸団体と連携を密にししながら、利用者の地域での自立を支えていきます。中部自立支援協議会・聚楽学区社会福祉協議会等に参加します。
 - ② 家族会の開催を工夫し家族関係者との信頼関係を深めるとともに、地域での障害者への理解を広げる取り組みの充実を図ります。『これからの暮らし』をテーマに制度の学習や情報交流をすすめます。
 - ③ 「ワークハウスつうしん」を地域へ配布し、障害のある人への理解者、支援者を広げます。また、ホームページを一層充実させます。
 - ④ 地域関係諸団体や諸支援事業所との連携を密にし、制度改善に向けて行政、国に対する要望を強めます。きょうされん活動に積極的に取り組み、障害のある人たちが安心して生活できる社会づくりを目指します。
 - ⑤ 介護事業所と連携して、地域の高齢者宅への配食サービスや、事業所前の清掃を行い地域住民へ貢献できる活動を行います。
 - ⑥ 作業所を地域の行事等で使っていただく、地域との懇談の場・学習の場を設けるな

ど、地域に開かれた作業所を目指します。

- ⑦ 自然災害への対策について研究し、災害時の事業継続（BCP 計画の策定）に取り組みます。

(3) 具体的事業内容

1) 就労支援

① 蒸しまん製造 給食

② 喫茶事業

○手づくり蒸しまん&カフェ “まんまん堂” (堀川商店街) : 月曜～金曜

○まんまん堂 café 咲あん (千本寺之内下る) : 月曜～金曜

③ 下請け作業、(箱折り・ダイレクトメール・手芸用品・御朱印帳布切など)

④ 商品開発 (手づくり蒸しまん・どら焼き等菓子類・エコバック・廃材利用の自主製品等)

⑤ 出向 (蒸しまん販売)・施設外の就労の取り組み (介護事業所の配食事業、マンション清掃、駐輪場・駐車場清掃、聚楽デイサービス前清掃、仏具みがき、草引き (墓地) など)

⑥ 営業活動 (カタログ販売活動)

2) 生活を豊かにする活動

① 自治会活動 : 自治会 (毎月 1 回) 季節の取り組み (サマーパーティー 忘年会等)

② 創作活動 : 年 1 2 回程度

③ 体を動かす取り組み : エアロビクス教室 **ストレッチ体操**

④ きょうされん利用者部会への参加

⑤ 生活相談・支援

⑥ 歯科健診、健康診断 (年 1 回、7 月あすかい病院)・予防接種 (仁和診療所) の実施

⑦ 必要に応じて、医療機関の同行支援

⑧ 避難訓練 (年 2 回実施)

⑨ 日帰り旅行の充実 : 秋頃

3) 就労移行支援の取り組み

一般就労を希望する利用者に対して、様々な関係機関と連携をとり、就労を支援します。

4) 給食の提供

① 水曜日・木曜 (隔月交互)、希望者を対象に給食を提供します。(1 食 400 円)

② 月 1 回給食会議を開催。管理栄養士の指導・助言を受け、内容の充実を図ります。

③ 提供している給食の内容を家族にお知らせします。

④ HACCP の実行、業務の見直し、改善を進めます。

⑤ **感染症対策 (食中毒) 会議の開催 : 2026 年 5 月**

2. 共同生活援助事業 グループホーム “あっと” “まある”

グループホーム “まある” サテライト型住居

(1) 支援内容

1) 入居者の生活全般

- ⑥ 個別支援計画に沿って、ホームでの生活を、就労支援事業所や居宅事業所、家族と連携し、入居者の生活を援助していきます。
- ⑦ 安全な生活の場の提供として、引き続き感染防止に取り組みます。健康観察・消毒・換気・食事の提供時の配慮などの業務を徹底します。
- ⑧ 食事、健康面での配慮を継続しながら、ホームでの楽しい時間、生活のメリハリ・役割を持って、主体的に生活を送れる（自立）ように、支援します。特に健康面については訪問看護や主治医との医療連携を強め、必要時に通院同行します。
- ⑨ ご家族との連携を重視し、週末の生活への援助や、半年に1回のモニタリングで利用者・家族の要望にも耳を傾けていきます。
- ⑩ 土曜日の開所を月1回継続します。
- ⑪ 将来の暮らしをともに考え、住み慣れた地域での「一人暮らし」を視野に、関係機関との連携や情報収集、実現のための支援をすすめます。
- ⑫ 1人で暮らしたいというニーズに応え、「サテライト型住居」での暮らしの場を提供します。

(2) 体制と運営

1) 世話人・生活支援員体制

- ① 生活支援部会を軸に、管理者・サービス管理責任者と世話人集団を確立していきます。
- ② 世話人会議を2ヶ月に1回程度開催し、情報の共有を行い支援につなげます。
- ③ 専門性や資質を高めるための研修・教育活動を積極的に進めます。（虐待防止等 研修など）
- ④ 世話人の確保、育成に力点を置いて、募集活動・体験を積極的に行います。
- ⑤ 世話人の日常的な悩みや提案事項をくみ上げる工夫（日誌の改善・充実・交流会の実施など）を行い、世話人の定着と支援の質の向上（安全面 個別の支援 衣食住の改善）につなげていきます。
- ⑥ 利用者の生活環境の改善・充実を目指します。
- ⑦ ご家族との交流の場を設けます。

2) 運営面

- ① 生活支援部会を月1回開催し、管理者・サービス管理責任者ならびに担当職員と世話人が連携し、情報共有を行いながら日々の生活を支えます。
- ② ホームの感染防止に努め、ショートステイの受け入れも継続できるように取り組みます。
- ③ 管理者、サービス管理責任者、部員が連携し、入居者の生活支援、世話人のシフト調整・感染対策・定期清掃の実施の確認を行います。
- ④ BCP（災害時における事業の継続計画）策定及び、災害等緊急対応の整備（地震対策等）やマニュアル作成に取り組みます。

- ⑤ 支援記録の IT 化、マニュアルの整備・世話人の業務改善に取り組みます。
 - ⑥ 地域連携推進会議の開催：利用者と地域との関係づくり、施設・利用者への理解の促進、サービスの透明性・質の確保、利用者への権利擁護を目的として開催する。
(2026 年 1 月)
- 3) きょうされんグループホーム部会、中部自立支援協議会グループホーム部会への派遣を行います。

3. 短期入所事業 ショートステイ “あつと” “まある”

(1) 支援内容

- ① 家族と離れ、自立した生活の経験の場として、基本的な生活（食事、入浴、就寝等）を主体的に送れるように支援をします。
- ② 就労支援事業所からの日中の様子や留意事項等の引継ぎを行い、利用者が安全かつ安心して宿泊ができるように支援します。

(2) 運営面

- ① 世話人会議を軸に、日々の引継ぎ等で情報共有をし、世話人が不安や悩みを抱え込まずに安心して支援できるように配慮してすすめます。
- ② 連絡帳や持ち物チェック表などで、服薬や荷物確認などを行い、変更時や連泊などの場合にミス等が起こらないように世話人との引継ぎを行います。

4. 指定特定相談支援事業 上京ワークハウス

- (1) 利用者の意思決定を尊重し、主体者として、働くこと・暮らすこと・余暇の過ごし方の願いやニーズを明らかにして、一人ひとりの良さや能力を引き出しながら、総合的なプランを作成します。とりわけ、『これからの暮らし』を選択する権利をどう護って実現していくか、居住支援法人との連携や、制度・経験に学び、具体化をすすめます。
- (2) 家族や関係機関とのつながりを大切に、当法人内の日中事業所やグループホーム・ショートステイと連携して、支援をすすめていきます。
他事業所や他資源との連絡調整を行いサービスの確保に取り組みます。
- (3) 中部自立支援協議会の相談支援部会の部員を派遣します